相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市中道一丁目二七番、最後の住所北海道函館市中道一丁目二七番一二号
被相続人　亡　内田　尊俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日
北海道函館市梁川町六番六号　ガーデンテラス函館二〇五
相続財産管理人　弁護士　野崎　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県牡鹿郡女川町指ケ浜字指ケ浜一五番地、最後の住所本籍と同じ
被相続人　亡　鈴木　政義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日
宮城県仙台市青葉区国分町三丁目一〇―三三―二〇三　相続財産管理人　阿部　正実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市橋本字富慶一六〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小西　利治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日
秋田県大仙市大曲栄町八番五号阿部・草薙法律事務所
相続財産管理人　弁護士　草薙　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北相馬郡藤代町大字高須一六六番地の二、最後の住所茨城県取手市藤代町大字高須一六六番地の二
被相続人　亡　飯島　昌一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日
事務所茨城県取手市白山一丁目四番二二号サンライフさつき二〇二号室
相続財産管理人　弁護士　有川　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県真岡市寺分三一九番地、最後の住所栃木県真岡市久下田西四丁目一一六番地
被相続人　亡　上野　正道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日
栃木県宇都宮市中央本町四番一号谷津ビル三階横山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柾　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区永田町二丁目二九番地、最後の住所埼玉県草加市青柳八丁目二番二三号
被相続人　亡　田路　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日
埼玉県越谷市南越谷一丁目六番六二号コーポ南越谷D―一九　岡島法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡島　晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市親田町六〇七番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　飯村　信二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日
事務所千葉県佐倉市栄町一九番地五京成サンコーポ佐倉四〇五号　湯川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　湯川　芳朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区西ケ原三丁目五七番地六、最後の住所東京都北区西ケ原三丁目五七番七号
被相続人　亡　渡邉　邦彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日
東京都新宿区新宿二―一―七井門新宿御苑ビル二階九段法律事務所
相続財産管理人　弁護士　五十嵐康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区平楽二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　阿部　國衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日
横浜市中区尾上町二丁目二七番地大洋建設関内ビル五階
相続財産管理人　弁護士　早川　和孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県米原市長沢一〇八一番地、最後の住所滋賀県大津市北比良九七〇番地の二〇五　被相続人　亡　髙橋八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日
滋賀県彦根市大東町五番一二号ＵＫＡＩＢＬＤ．三階荒川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　北村　美菜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市石手三丁目官有地、最後の住所滋賀県彦根市石寺町七一三番地
被相続人　亡　石橋知鶴惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日
滋賀県米原市須川三〇六番地
相続財産管理人　菅原　信道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市大字高瀬旧世木一八一番地、最後の住所大阪府交野市東倉治四丁目八番一〇一号　被相続人　亡　森上　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日
大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階
相続財産管理人　弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県赤穂市加里屋一七五七番地、最後の住所兵庫県赤穂市加里屋南一番地一一　被相続人　亡　宮本　博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十日
兵庫県姫路市大黒壱丁町五〇番地
相続財産管理人　弁護士　土居　由佳

第68期決算公告

平成28年3月30日
北海道札幌市北区篠路六条七丁目2番28号
木田製粉株式会社
取締役社長　村井　真哉

貸借対照表の要旨
（平成27年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,458	流動負債	535
固定資産	657	固定負債	175
有形固定資産	591	株主資本	1,402
無形固定資産	7	資本金	222
投資その他の資産	59	資本剰余金	174
		資本準備金	174
		利益剰余金	1,004
		利益準備金	14
		その他利益剰余金	990
		（うち当期純利益）	(49)
		評価・換算差額等	3
資産合計	2,116	負債・純資産合計	2,116